

鹿嶋市平井 1 0 6 0 - 1

大海工業（株） 殿

茨城県知事

大井川 和彦



特定建設業の許可について（通知）

令和 2 年 4 月 2 4 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える

記

許可番号 茨城県知事許可（特－02）第 32975号

許可の有効期間 令和 2 年 5 月 1 9 日 から 令和 7 年 5 月 1 8 日 まで

建設業の種類

土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
舗装工事業
しゅんせつ工事業
板金工事業
ガラス工事業

塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
熱絶縁工事業
建具工事業
水道施設工事業
解体工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和 7 年 4 月 1 8 日

（ この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日 ）